

家電リサイクル法・制度改正に関する追加的要望・意見

平成19年9月28日

大手家電流通懇談会

1、 義務外品の回収等について

- ・ 2011 年のアナログ停波に向け、大量の使用済みアナログ TV の排出が想定されるが、所謂「義務外品」の回収については、小売店の回収が本来配送慣行を所以とすること、近年の家電販売業界の大幅な構造変化で義務外品が多数を占めることから、これまでどおり、自治体を中心とした回収体制を構築していただきたい。
- ・ これと関連して、「小売業者の排出家電総合窓口化」の用語は、廃家電品の回収を本来の業としていない小売業者に多大な役割と負担を想起させる恐れがありますので、自治体を中心とした回収体制に則した表現に改めていただきたい。

2、 対象品目の追加について

- ・ 小売業者の使用済み回収義務は、大型製品に係る配達慣行を所以としたものであり現行品目からの追加は薄型テレビ、衣類乾燥機までに止めていただきたい。また、電子レンジは約半数が持ち帰りであり追加対象としないでいただきたい。

3、 サイズ（または形状）別料金の導入について

- ・ 現行の排出時負担方式が継続する場合、一つの品目に複数料金を設定することは小売販売の現場に大きな混乱と負担を招くもので有り、慎重に対処していただきたい。現状のリサイクル料金を引き下げる事により、新製品購入時の排出を促するという事であれば理解できますが、サイズ（形状）による料金の設定をせざるを得ないという場合は、お客様の新製品購入時の排出家電の形状に関する認識の過誤が小売店側の負担とならない様、SY の受け入れに十分なアロウアンスを設けるなどの措置を講じていただきたい。

4、 小売業者の引取・引渡の適正化について

- ・ 適正なりサイクル管理、適正なりユースの促進を実現するため、リユース、リサイクルの双方に一定のトレーサビリティを確保する考えは理解できるが、具体的なスキームについては、小売業者に過大な負担とならない様に配慮されたい。

なお、リユースに関して一定の基準を定める場合は、実態に即した慎重な検討を行なうことにより、適正なリユースの促進を妨げないよう配慮いただきたい。

- ・また上記を含め一連の使用済み家電の管理を電子化するなど、小売業の事務負担を抜本的に軽減する措置の導入を出来るだけ早期に実現していただきたい。

5、関連行政機関へのお願い

- ・家電量販店における家電リサイクル業務の実施に当たって生じている関連法規の運用上の問題について、業界の実状を受け止めていただき運用上の配慮について引続き検討を進めていただきたい。

以上